



練馬区におけるマイナンバー制度の 活用に向けた取組方針

平成27年8月

目 次

第1章 本方針の策定目的	1
第2章 マイナンバー制度のあらまし	2
1 マイナンバーとは	2
2 住民票コードとは異なるマイナンバー	2
3 マイナンバー制度を導入する趣旨	4
(1) 「公平・公正な社会の実現」とは	5
(2) 「行政の効率化」とは	5
(3) 「国民の利便性の向上」とは	5
4 マイナンバーの利用	6
(1) 利用範囲	6
(2) 個人や民間事業者における取扱い	6
(3) 個人番号カードの利用	6
5 通知カード	8
6 個人番号カード	8
7 マイナポータル	10
8 法人番号	10
9 マイナンバー利用による将来イメージ（想定）	11
第3章 個人情報の保護	12
1 マイナンバー制度における安心・安全の確保	12
(1) 制度面における保護措置	12
(2) システム面における保護措置	16
2 練馬区における情報保護の措置	19
(1) 情報システムのセキュリティ強化	19
(2) 練馬区情報セキュリティポリシーの改定および遵守	19
(3) 特定個人情報保護評価の強化	20
(4) 情報セキュリティ監査の実施	20
(5) 職員および受託事業者への教育	20
(6) 本人確認の徹底	20
第4章 マイナンバー制度に係る今後のスケジュール（予定）	21
第5章 練馬区におけるマイナンバー制度の活用に向けた取組方針	22
第6章 マイナンバー制度の活用における練馬区の具体的な取組	23
1 基本的考え方	23
(1) マイナンバーの利用について	23
(2) 個人番号カードの利用について	24
2 練馬区におけるマイナンバーの利用事務	25
(1) 番号法に規定されている事務で練馬区としてマイナンバーを利用する事務	25
(2) 条例で規定することによりマイナンバーを利用する事務	28
3 練馬区における個人番号カードの利用	29
(1) コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス（コンビニ交付）	29
(2) 区民事務所窓口における個人番号カードの利用について	29
4 今後の検討課題	30
参考資料—用語説明	31

第1章 本方針の策定目的

平成27年10月に社会保障、税、災害対策の分野において利用可能な個人番号（マイナンバー）が、住民票を有する皆様一人ひとりに付番され、お手元に通知されます。

このマイナンバーで、何がどのように変わるのでしょうか。国が「実現すべき社会」として、想定しているのはつぎのとおりです。

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

一方で、マイナンバーによる個人情報の漏えいや不正利用が行われるのではないかとといった懸念が生じることはないよう、制度導入に当たっては個人情報の十分な保護措置を図っていく必要があります。

本方針は、マイナンバー制度のあらましや情報保護の仕組みを踏まえたうえで、練馬区においてどのようにマイナンバー制度を活用し、行政サービスの向上と行政の効率化を図っていくのかということについて、区民の皆様にお示しすることを目的として策定するものです。

本取組方針では、

- 1 マイナンバー制度において、住民票を有する人全員に付番される個人番号を「マイナンバー」と呼んでいます。
- 2 マイナンバーを通知するために全員に交付されるカードを「通知カード」と呼んでいます。
- 3 マイナンバー制度において、希望者に交付されるICチップ付きのカードを「個人番号カード」と呼んでいます。

第2章 マイナンバー制度のあらまし

1 マイナンバーとは

【ポイント】

- マイナンバーは、住民票を有する一人ひとりに付番されます。
- 平成27年10月から、通知します。
- マイナンバーは、原則として変更することはできません。

マイナンバーは、「国民一人ひとりに付される個人番号」をいいます。住民票を有する全ての方に重複することなく付番されます。

例えば、誕生間もない子どもにもマイナンバーが付番されます。子どもが誕生すると、区市町村では出生届を受理した後、住民票を作成します。この住民票に住民票コードを記載した時に合わせて、速やかにマイナンバーを指定し本人宛てに通知することとなります。

制度導入時の平成27年10月には、すでに住民票を有する方全員に一斉にマイナンバーを指定し、一人ひとりのマイナンバーを通知します。したがって、国外に滞在されている方などで住民票がない場合は、マイナンバーが付番されません。

マイナンバーは生涯にわたり変わることはない番号であり、自由に変更することはできません。日本国内で転入、転出をした場合や国外へ転出した後に日本に再入国した場合でも、同じ番号を変わず利用することとなります。

なお、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがある場合に限り、番号を変更することができます。

2 住民票コードとは異なるマイナンバー

【ポイント】

- マイナンバーは、住民票コードを変換してできる12桁の番号です。
- マイナンバー制度導入後も、現在の住民票コードは残ります。

マイナンバーは、11桁の住民票コードを変換してできる12桁の番号です。

現在、住民票に記載されている住民票コードは、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて全国共通の本人確認を行うために、必要不可欠なものとされており、マイナンバー制度導入後も、住民票コードは残ります。

一方、マイナンバーは、本人確認だけでなく社会保障や税、災害対策において国民の利便性の向上および行政の効率化のために利用されます。また、住民票コード

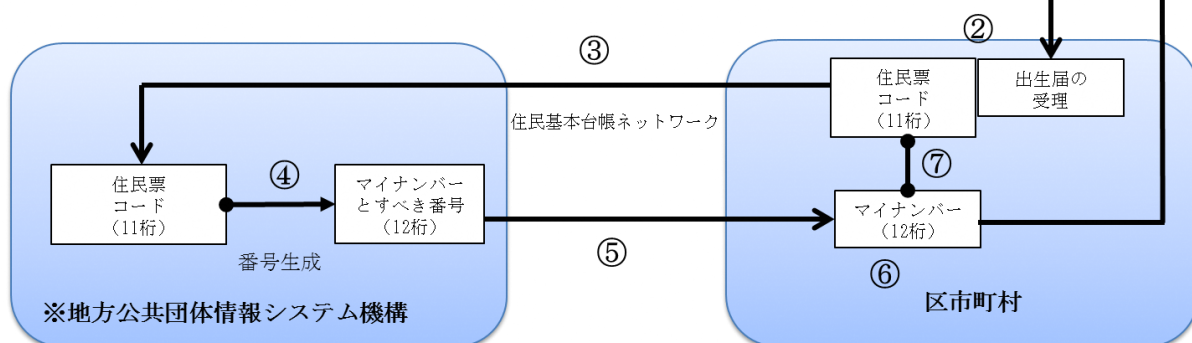
では禁止されている民間利用についても、マイナンバー制度では可能性を考慮することとされています。

このように、マイナンバーは住民票コードとは異なる役割を担うものとなります。

☆☆マイナンバーができるまで☆☆

マイナンバーはどのようにつくられ、皆様に付番されるのでしょうか。赤ちゃんが誕生したときは、つぎのようになります。

- ①【住民⇒区市町村】出生届の提出
- ②【区市町村】出生届の受理⇒住民票の作成・住民票コードの記載
- ③【区市町村⇒地方公共団体情報システム機構】住民票コードを送付し、マイナンバーの取得を要求
- ④【地方公共団体情報システム機構】作為が加わらない方法により、住民票コードを変換してマイナンバーとすべき番号を生成
- ⑤【地方公共団体情報システム機構⇒区市町村】マイナンバーとすべき番号を通知
- ⑥【区市町村】通知を受けた番号を、マイナンバーとして指定
- ⑦【区市町村】マイナンバーを住民基本台帳に記載（住民票コードとの紐付け）
- ⑧【区市町村⇒住民】通知カードにより、マイナンバーをお知らせ



※地方公共団体情報システム機構：平成26年4月に、地方公共団体が共同して運営する組織として誕生。マイナンバーに関する業務や住民基本台帳ネットワークの運営などを行う。

※ 地方公共団体情報システム機構：

平成26年4月に、地方公共団体が共同して運営する組織として設立。マイナンバーに関する業務や住民基本台帳ネットワークの運営などを行う。

3 マイナンバー制度を導入する趣旨

【ポイント】

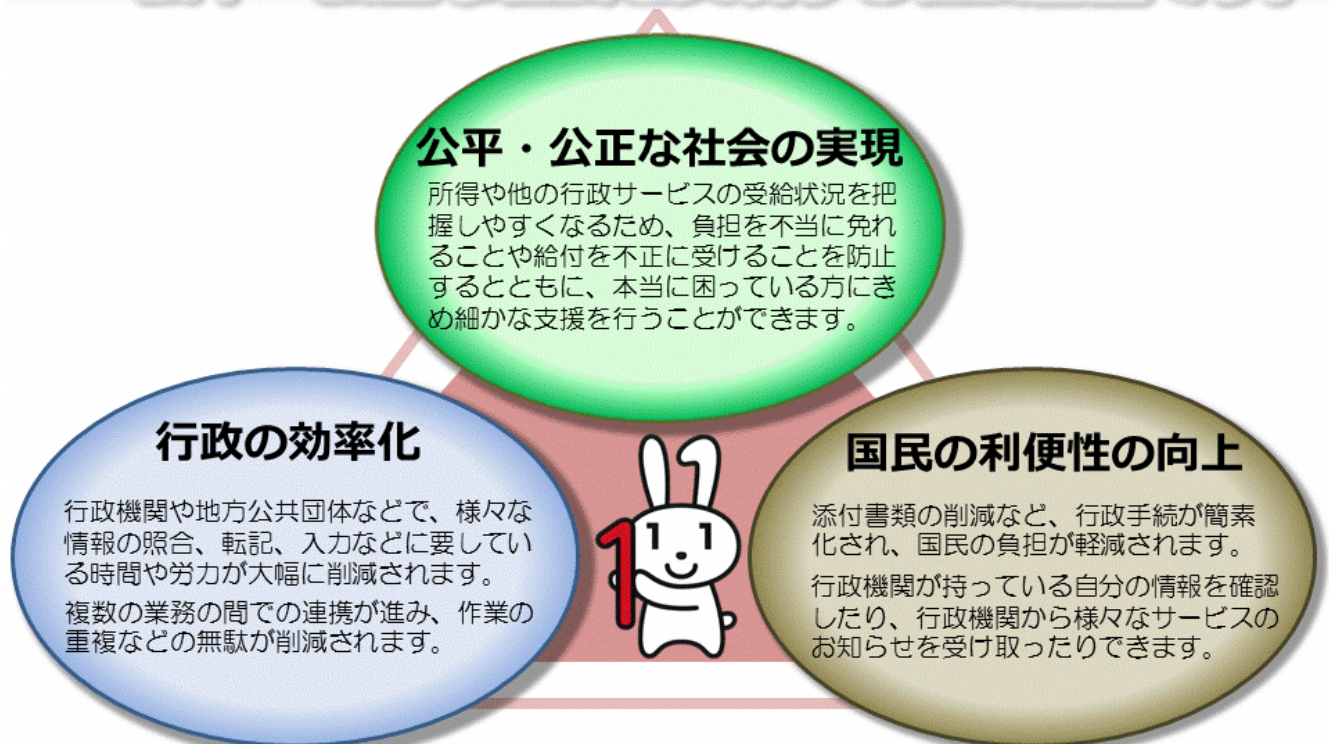
- マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

マイナンバー制度は、平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）により実施され、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されます。

図 1 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

(1) 「公平・公正な社会の実現」とは

国の行政機関や各地方公共団体等の中で情報の連携が行われることにより、所得情報や他の行政サービスの受給状況などの情報を、これまで以上に正確に把握することが可能となるため、負担を不当に免れたり、給付を不正に受給することを防止するとともに、本来サービスを受けるべき人にきめ細かな支援を行うことができるようになります。

(2) 「行政の効率化」とは

国の行政機関や各地方公共団体等で管理している同一人の情報について、情報連携により相互に活用することが可能となり、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

(3) 「国民の利便性の向上」とは

地方公共団体の窓口などにおいて関係各機関（例えば前住所地の区市町村や健康保険組合）に情報照会を行うことで、必要な情報を取得できるようになるため、各種手当等の申請を行う際や国民健康保険の資格取得の届出の際に、これまで申請書・届出書に添付していた書類（例えば、前年の非課税証明書や資格喪失証明書）が削減されます。

また、行政機関などが持っている自分の情報を確認したり、行政機関などから様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

4 マイナンバーの利用

【ポイント】

- マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の分野と、これらに類する事務に限られています。
 - ア 国の行政機関や地方公共団体などの行政事務で使われます。
 - イ 個人が行う社会保障・税関係の手続で使われます。
 - ウ 民間事業者では従業員の社会保障・税関係手続や顧客に係る法定調書の作成・提出などで使われます。
- マイナンバー制度における、「個人番号カード」の利用は、マイナンバーの利用範囲と異なります。

(1) 利用範囲

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税および災害対策の分野に限られており、利用できる事務についても法律に定められています。年金、健康保険、介護保険、予防接種、児童手当、生活保護、国税・地方税などの事務です。

さらに、これらの分野の事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務に、マイナンバーを利用することが認められています。

国の行政機関や地方公共団体などは、これらの事務の処理に関して必要な限度でマイナンバーを利用することができます。

(2) 個人や民間事業者における取扱い

個人としては、確定申告や源泉徴収、社会保険等の手続にマイナンバーが必要となるため、税務署や勤務先の企業、証券会社、年金・医療保険者にマイナンバーを提示することになります。

企業や証券会社等は、従業員の社会保険の手続や顧客の法定調書を行政機関へ提出する場合などに、マイナンバーを使います。

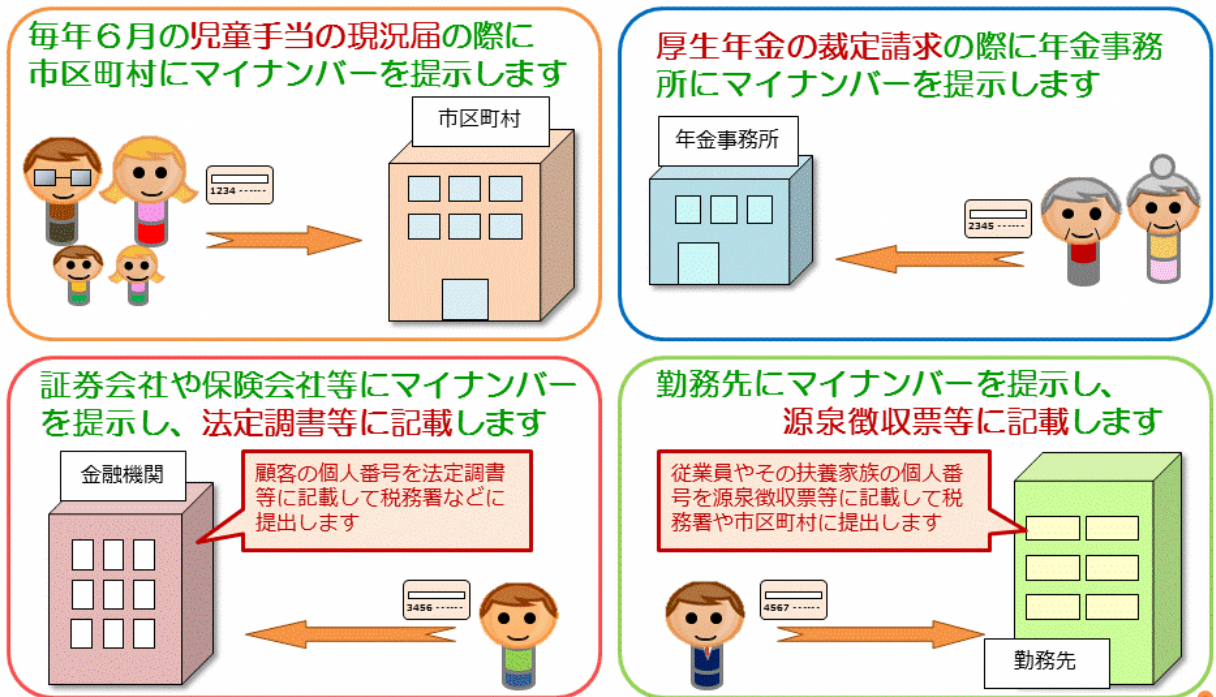
(3) 個人番号カードの利用

マイナンバー制度では、申請した人に個人番号カードが交付されます。マイナンバーそのものの利用と個人番号カードの利用は異なります。

個人番号カードの利用については、8ページの「6 個人番号カード」に記載しています。

図 2 個人がマイナンバーを使う場面

マイナンバーは次のような場面で使います。



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

図 3 民間事業者がマイナンバーを取扱う場面

民間事業者も、税や社会保険の手続で、マイナンバーを取り扱います。

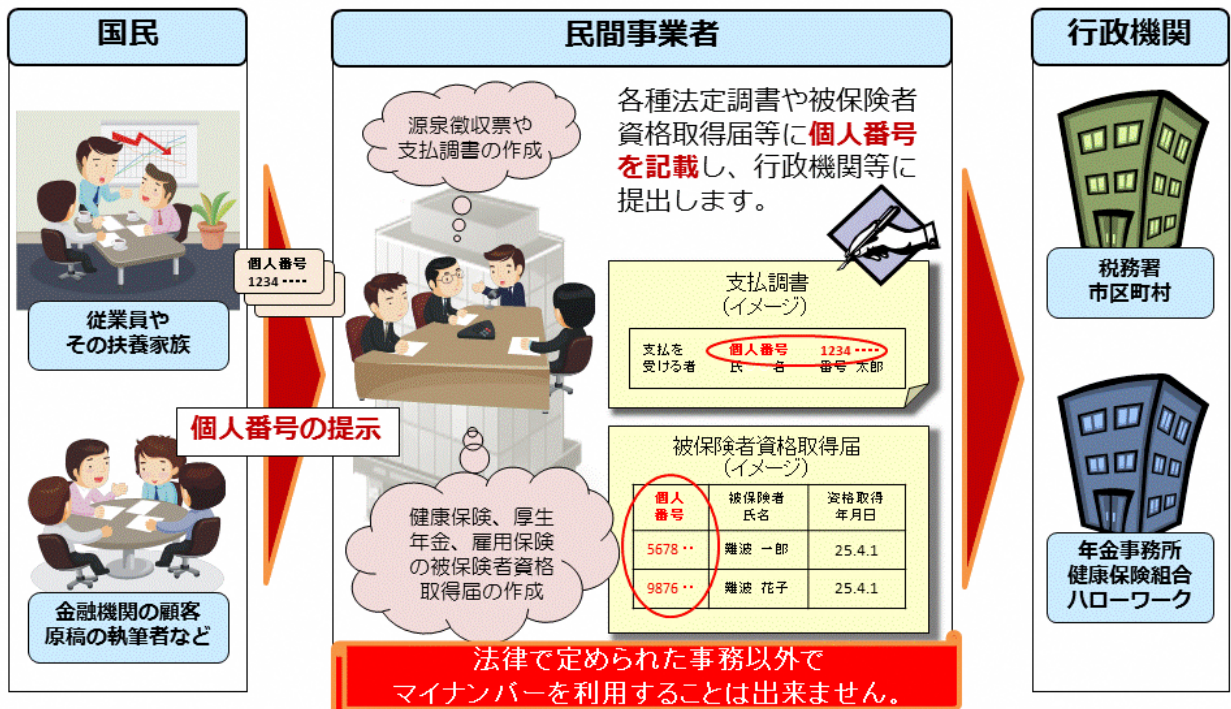


図 2・図 3 出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

5 通知カード

【ポイント】

- 平成 27 年 10 月以降、通知カードにより、住民票を有する全ての方に、一人ひとりのマイナンバーをお知らせします。

通知カードとは、最初にマイナンバーをお知らせする紙製のカードで、平成 27 年 10 月以降、住民票に記載されている全ての方に、世帯単位で簡易書留により郵送される予定です。

通知カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されますが顔写真はありません。

つぎに示す「個人番号カード」を申請しない場合は、マイナンバーを使った行政手続の際に、この通知カードに加えて別の証明書類を提示することで本人確認を行うこととなりますので、大切に保管する必要があります。

6 個人番号カード

【ポイント】

- 個人番号カードは、平成 28 年 1 月以降、希望者に交付されるものです。
- 個人番号カードは、身分証明書としての機能をはじめ、「コンビニ交付」等の行政サービスにおいて利用できます。
- 所得情報等のプライバシー性が高い情報は、記録されません。

個人番号カードは、通知カードとは異なり、希望する人が申請することにより交付されます。交付は、平成 28 年 1 月から始まります。個人番号カードの交付申請書は、通知カードと合わせて郵送されます。

個人番号カードには、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー等が記載される他、本人の顔写真が印刷されます。そのため、各種行政サービスを受けるときのほか生活の様々な場面で、身分証明書としての機能を担うこととなります。

また、個人番号カードには I C チップが搭載されます。I C チップに記録される公的個人認証サービスの電子証明書を使って、e-Tax 等の電子申請やコンビニエンスストアにおける住民票等の証明書交付サービスを利用することができます。

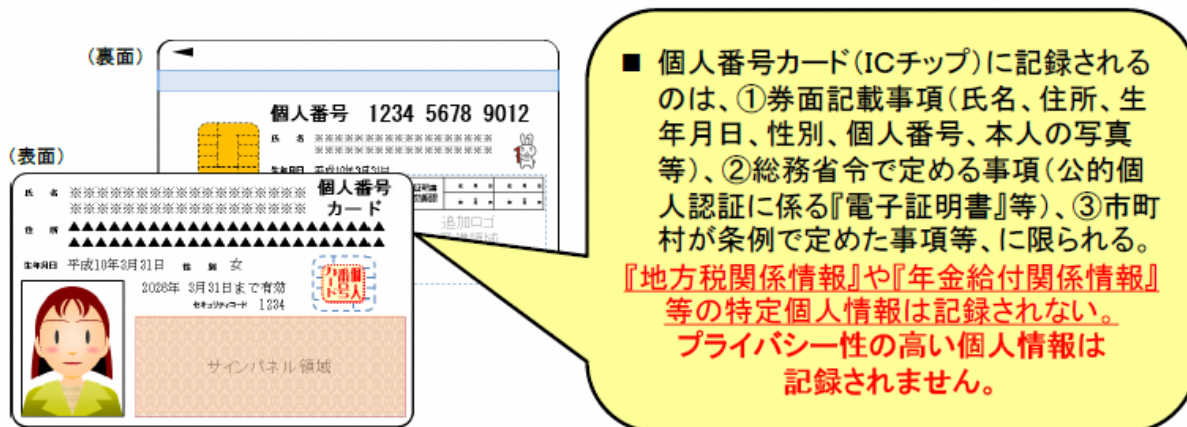
なお、所得情報や年金情報等のプライバシー性の高い個人情報は、個人番号カードには記録されません。

マイナンバー制度導入に伴い、住民基本台帳カードは個人番号カードに切替わる

ことになるため、新たな発行はしません。すでに発行されている住民基本台帳カードについては、有効期間内であればそのまま利用することができます。なお個人番号カードを取得した場合は、その時点で、住民基本台帳カードは利用できなくなります。





※ つぎの図と表で「個人番号」とあるのが、マイナンバーです。

図 4 個人番号カードのイメージ



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

表 1 個人番号カード、通知カード

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	  <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:無料 ○有効期限が設けられている ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

7 マイナポータル

【ポイント】

- マイナポータルは、自分のマイナンバーを含む個人情報を、いつ・誰が、なぜ情報提供したのか、確認できるインターネット上のサイトです。

マイナポータルとは、インターネット上に設置される予定のウェブサイトです。国の行政機関や各地方公共団体等の間で、自分の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を、いつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できるもので、平成 29 年 1 月から利用できる予定です。

自宅のパソコンから確認することが可能ですが、その際はなりすましの防止のため、個人番号カードに加え、パスワードの入力をしなければアクセスができない仕組みになります。

詳細については、現在国において検討中ですが、行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能や、一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能も持つ予定です。

8 法人番号

【ポイント】

- 国内すべての法人に、平成 27 年 10 月から法人番号が付番されます。
- 法人番号はマイナンバーとは異なり、自由に流通されるものです。

法人（会社や財団法人、社会福祉法人など。人格のない社団等で一定の要件に当たるものを含みます。）には、国税庁長官により 13 桁の法人番号が指定され、平成 27 年 10 月から登記上の所在地に通知書が届くこととなります。国の機関や地方公共団体にも付番されます。

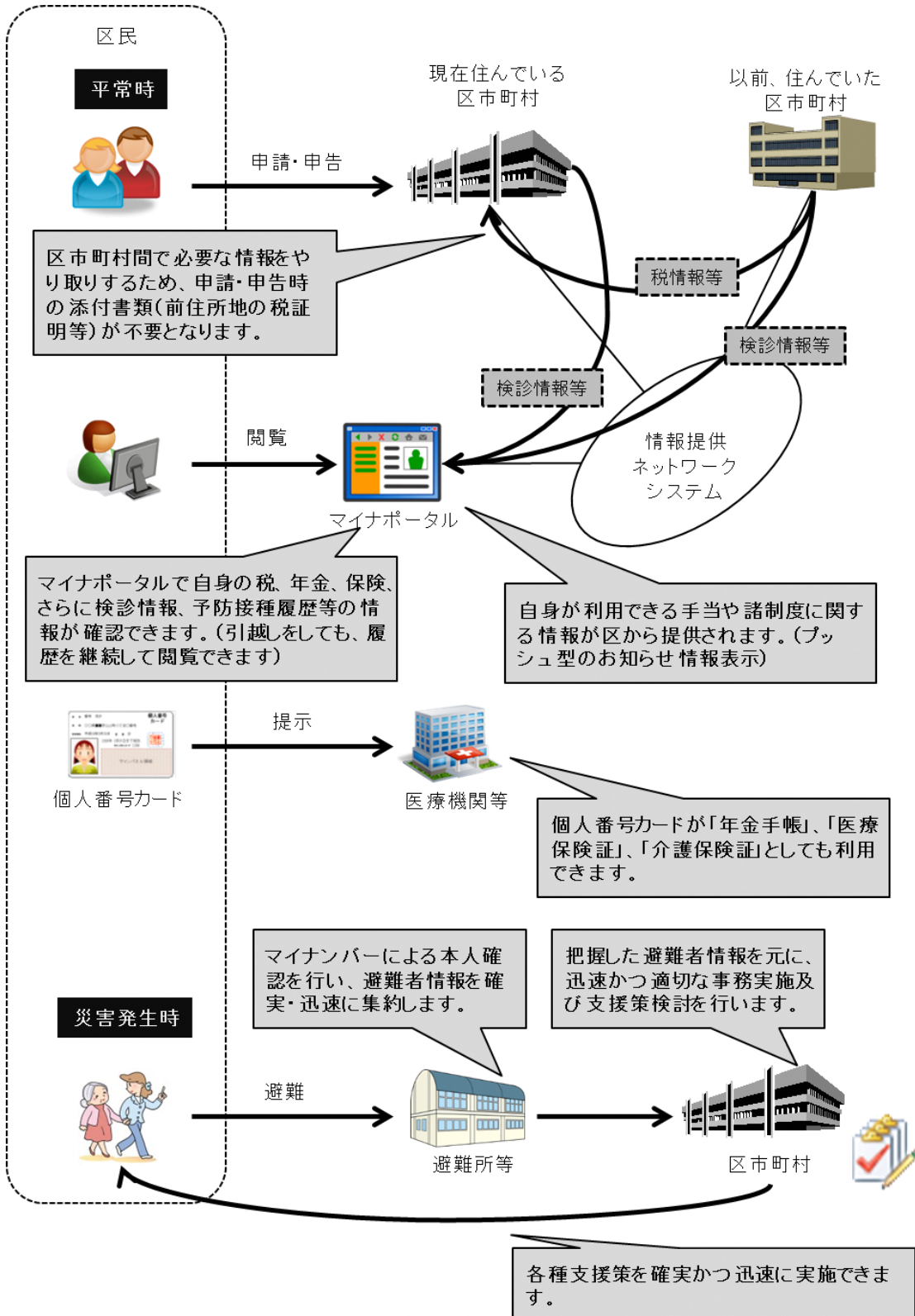
法人番号はマイナンバーとは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用するものとされており、法人の名称や所在地とともに法人番号もインターネットを通じて公表されます。

法人番号をどのように利用しサービスの拡大を図るのかについては、官民が連携して検討していく必要があります。

9 マイナンバー利用による将来イメージ（想定）

今後、マイナンバーの利用範囲が拡大される可能性があり、つぎのイメージが想定されます（※マイナンバー制度導入後の状況を踏まえて検討を行う内容も含まれます）。

図 5 マイナンバー利用による将来イメージ(想定)



第3章 個人情報保護

1 マイナンバー制度における安心・安全の確保

【ポイント】

- マイナンバー制度では、情報の保護に万全を期しています。

マイナンバーは一人に一つ付けられる固有の番号であるため、「その人がその人である」という個人の特定を容易に行うことができます。また番号法に規定された範囲内で、国の行政機関・各地方公共団体等の中で情報のやりとりが行われることで、別のところにある個人の情報がまちがいなく同一人の情報であることを確認することができます。

そのため、「マイナンバーを用いて個人情報が集約され、その情報が外部に漏えいするのではないか」、「なりすましによるマイナンバーの不正利用が行われるのではないか」、「国家による情報の一元管理がされるのではないか」といった懸念が生じることを防ぐため、必要な措置を講じる必要があります。

マイナンバー制度では、「制度面における保護措置」と「システム面における保護措置」を講じ、万全を期しています。

(1) 制度面における保護措置

【ポイント】

- 番号法の規定によるものを除き、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることは禁止されています。
- 制度導入に当たり、特定個人情報保護委員会という第三者機関が国に設置され、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督等を行います。
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価を実施します。
- 法律に違反した場合の罰則が、従来よりも重くなっています。
- 複数の手段で本人確認を行うことで、「なりすまし」を防ぎます。

① 特定個人情報の収集や保管、ファイル作成の禁止

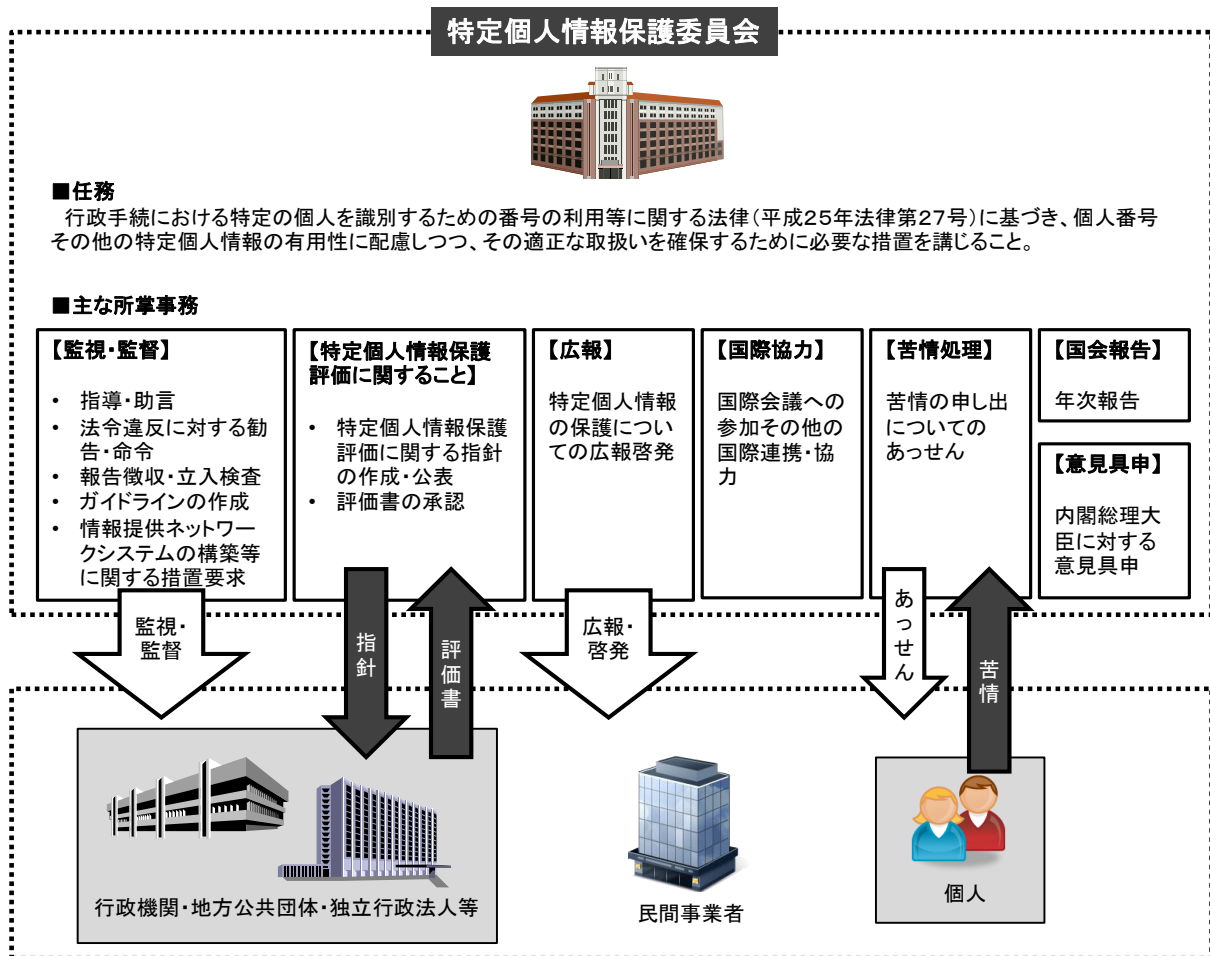
マイナンバー制度では、利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し、目的外の利用を禁止しています。そして、番号法が規定しない特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報のことをいいます。）を収集・保管したり、特定個人情

報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）を作成したりすることはできません。

② 特定個人情報保護委員会の設置

国の行政機関や各地方公共団体等において、マイナンバーの利用に際し適切に個人情報を取り扱っているか等を監視・監督するため、国における第三者機関として「特定個人情報保護委員会」が、平成26年1月に設置されました。

図6 特定個人情報保護委員会の役割



出典：内閣官房・内閣府「平成27年2月版 マイナンバー概要資料」を基に作成。

③ 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは、情報の漏えい等が発生するリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを評価書で宣言するものです。国の行政機関や各地方公共団体等において、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を情報システムで取り扱う前に実施します。

練馬区でも、住民基本台帳事務や個人住民税に関する事務、社会保障関係事務等において評価書を作成・公表した上で、情報システムの開発・改修を行います。

④ 罰則の強化

マイナンバーは番号法で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。

また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーの利用事務等に従事する者が特定個人情報を不正に提供したりすると、刑事罰の対象になります。そして、法律に違反した場合の罰則も従来の同種の法律における類似の罰則より重くなっています。

表 2 マイナンバー利用に係る罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役もしくは200万以下の罰金またはこれらの併科	2年以下の懲役または100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役もしくは150万以下の罰金またはこれらの併科	1年以下の懲役または50万以下の罰金	—	2年以下の懲役または100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役または150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・クレジット番号)3年以下の懲役または50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役または100万以下の罰金	1年以下の懲役または50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役または30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役または50万以下の罰金	—	6月以下の懲役または30万以下の罰金	1年以下の懲役または50万以下の罰金	
8	委員会による検査等の際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役または50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役または50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

出典：内閣官房「平成27年2月版 マイナンバー概要資料」を基に作成。

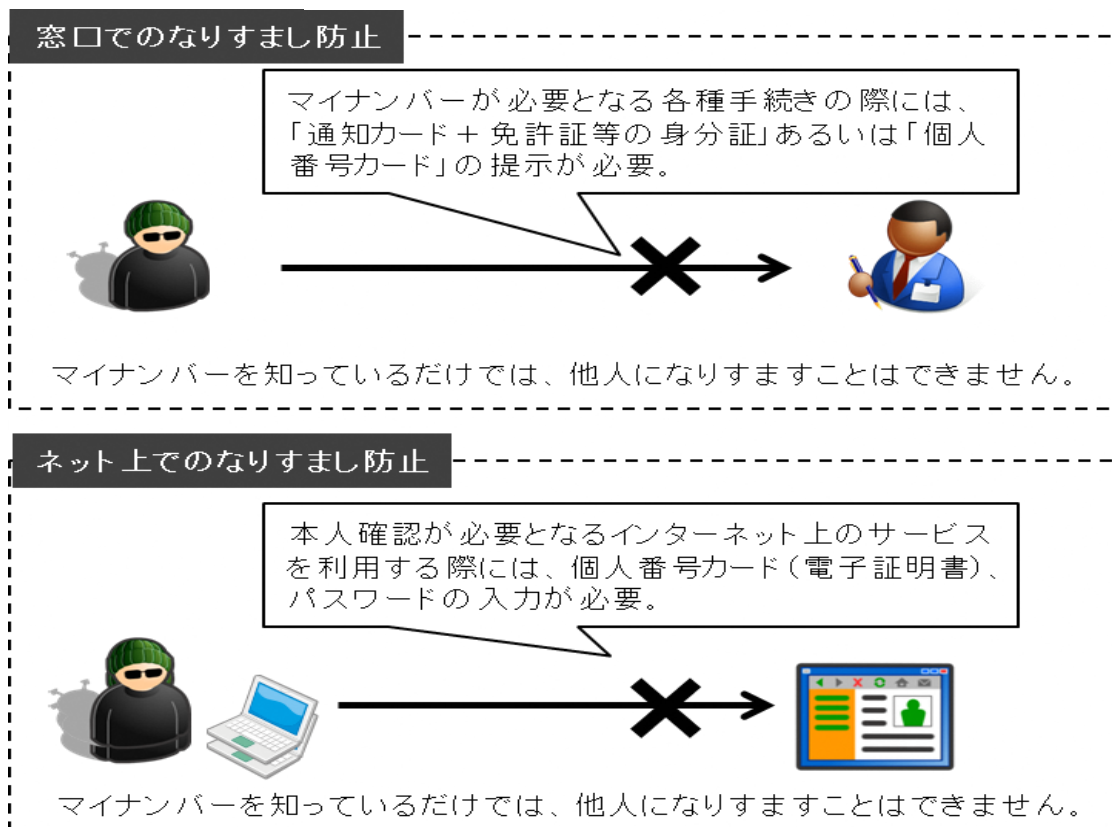
⑤ なりすましの防止

窓口あるいはインターネット上で手続を行う場合、マイナンバーのみで本人確認を行うのではなく、顔写真付きの身分証明書または申請によって交付される個人番号カードのICチップに格納された電子証明書や、あらかじめ設定したパスワードなど、複数の手段で本人であることを特定した上で事務手続を行います。これにより、マイナンバーを他人に知られても、その人になりすまして不正に情報を得たり、手続をされることを防ぎます。

そのため、マイナンバーを利用する場面においては、窓口で個人番号カード等の提示を求められるようになります。

なお、本人確認の方法については、個人番号カードや通知カードの提示が困難な場合には、マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証の組合せなど、別の書類の提示をもって行うことも可能とされています。

図7 「なりすまし防止」のイメージ



⑥ 特定個人情報の提供記録をマイナポータルで確認

番号法に基づいて、他の地方公共団体や国の行政機関等と特定個人情報をやりとりする場合は、「情報提供ネットワークシステム」を用います。そしてこのシステムを利用した情報提供については、提供記録が保存されます。

第2章の「7 マイナポータル」に記載したように、マイナポータルでは自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認することができます。

(2) システム面における保護措置

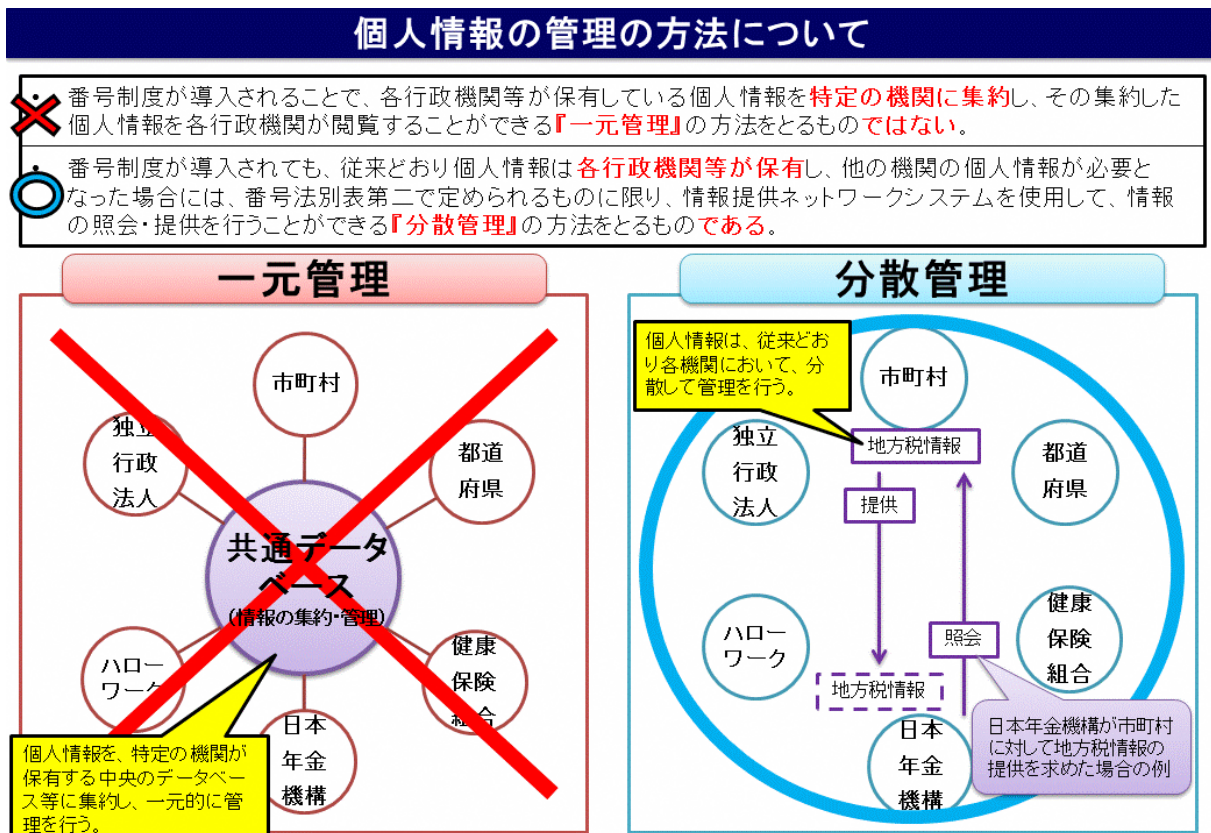
【ポイント】

- これまでどおり、個人の情報は各行政機関、地方公共団体等で個別に保有する分散管理を行い、国等が一元管理することはありません。
- 国の行政機関や地方公共団体等の間で情報のやりとりをするに際しては、マイナンバーを直接用いずに、別に生成する符号を用いた情報連携を行い、いもづる式に情報が漏えいすることを防ぎます。
- アクセス制御により、アクセスできる者を制限・管理します。
- 通信の暗号化を行います。

① 特定個人情報の分散管理

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）は、国の特定の機関等が一元管理することなく、これまでどおり国の各行政機関や各地方公共団体等において個別に管理します。これらの中で情報の照会・提供が行えるのは、番号法で規定されているものに限られます。

図 8 マイナンバーにおける情報管理方法



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

② マイナンバーを直接用いない情報連携の実施

国の各行政機関や各地方公共団体等の間における情報連携は、総務省が設置する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行われます。その際、別々のところに存在する情報を同一人のものとして紐づけるカギとなるのはマイナンバーではありません。住民票コードから、情報提供ネットワークシステムが情報システム内部でのみ認識可能な「符号」を生成して、この「符号」を用いて連携をとる仕組みです。これにより、マイナンバーを他人に知られても、いもづる式に情報が漏えいすることがないようにします。

③ 情報システム上のアクセス制御

国の各行政機関や各地方公共団体等でマイナンバーを利用したり、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）のやりとりを行う際には、それぞれの情報システムにおいてその情報に接すること（アクセス）ができる職員を制限し、目的外での利用を防ぎます。また、「いつ」「誰が」、情報システムでその情報にアクセスしたかといった記録を残すこととなっています。

④ 通信の暗号化等

国の各行政機関や各地方公共団体等間で情報連携が行われる際は、通信自体も暗号化されます。なお通信は、現在も使用している総合行政ネットワーク（LGWAN）等を用いて行われることになっており、専用のネットワークにより不正アクセス等の情報セキュリティの脅威を防ぎます。

図 9 「国の行政機関や各地方公共団体間で情報をやりとるネットワーク」のイメージ

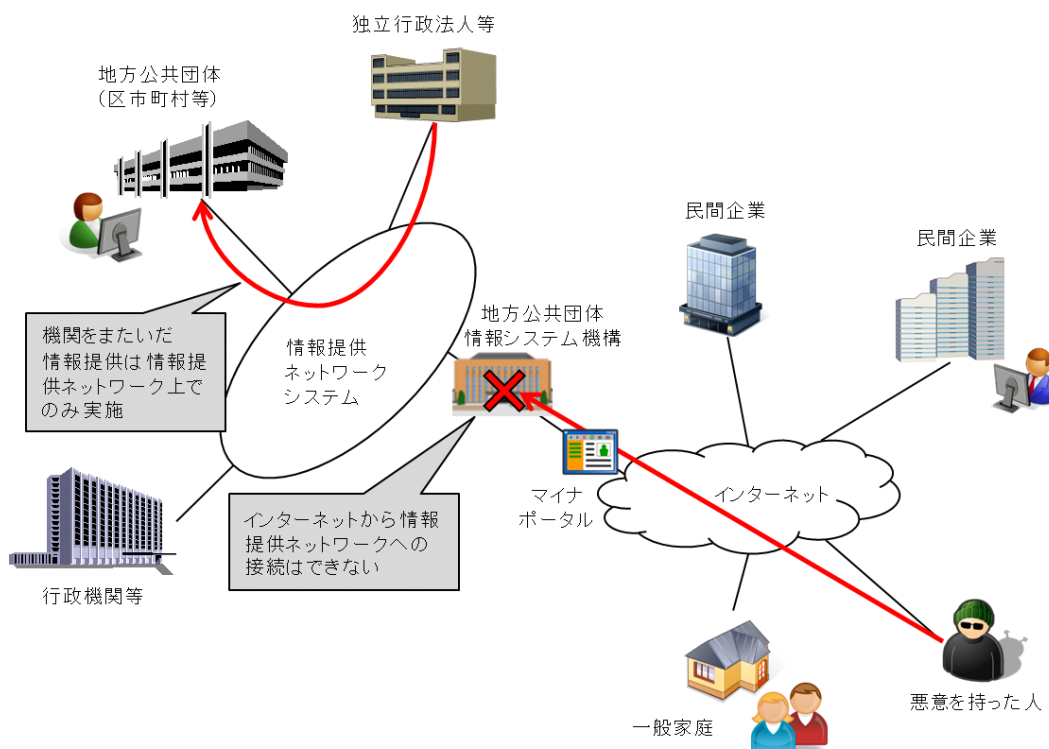
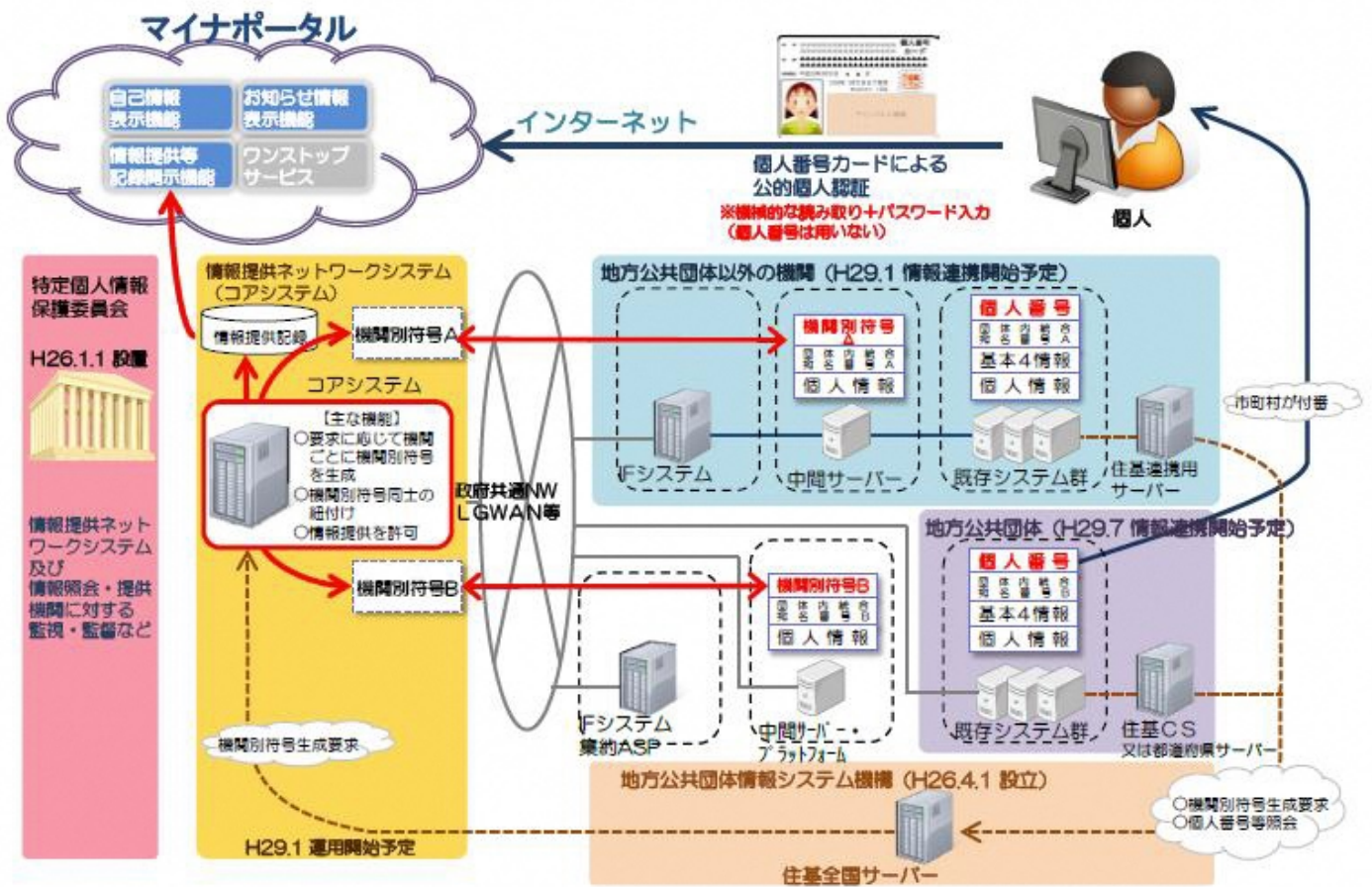


図 10 マイナンバー制度における情報連携の概要



出典：内閣官房「マイナちゃんのマイナンバー解説」

2 練馬区における情報保護の措置

【ポイント】

- 情報システムに対するサイバー攻撃に備え、一層のセキュリティ強化を図ります。
- 情報セキュリティポリシーを改定して、セキュリティ対策を強化し、遵守するよう徹底します。
- 特定個人情報保護評価は、区民意見の募集が義務付けられていない事務のうち一定規模以上の事務についても、広く区民の意見を募集します。また、毎年度、評価書の内容について自己点検を行い、5年後には改めて評価を行います。
- 特定個人情報を取扱う事務または情報システムについて、毎年度内部監査を実施します。
- 特定個人情報を取扱う職員および受託事業者に対し、情報保護の意識を徹底させます。
- マイナンバーを利用する事務において、窓口での本人確認を徹底します。

マイナンバー制度導入にあたり、国の制度に加えて、練馬区では主につぎの措置を図ることで、常に個人情報の保護に十分留意していきます。

(1) 情報システムのセキュリティ強化

情報システムに対するサイバー攻撃の脅威が、社会的に大きな問題になっています。マイナンバーを含め、区民の個人情報を適切に守るために、情報システムの一層のセキュリティ強化を図ります。

(2) 練馬区情報セキュリティポリシーの改定および遵守

情報セキュリティポリシーとは、情報セキュリティ対策を実施するために必要な事項を定めたものです。例えば、利用者権限のない者による情報システムの不正利用を未然に防止するための規定や、職員・受託事業者が守るべき事項を規定しています。

マイナンバー制度導入にあたり、練馬区情報セキュリティポリシーを改定し、物理的な対策や人的・技術的対策および情報システムの運用面における対策を一層強化します。

また、職員や受託事業者が情報セキュリティポリシーを遵守するよう徹底します。

(3) 特定個人情報保護評価の強化

特定個人情報保護評価は、実施機関が個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものであり、30万人以上を対象とした事務における評価書の内容については住民からの意見を募集することとされています。

練馬区では、これに加えて、区民意見の募集が義務付けられていない事務のうち一定規模以上の事務についても、広く区民からの意見を募集し評価書の内容に反映することで、一層の情報保護を図ります。

また毎年度、評価書の内容について自己点検を行い、その結果を公表するとともに、5年後には改めて評価を行います。

(4) 情報セキュリティ監査の実施

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取扱う事務または情報システムについて、毎年度内部監査を実施します。監査では、職員がマイナンバーを利用する際の運用手順等を遵守しているか等を確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて運用の見直しを図ることとします。

(5) 職員および受託事業者への教育

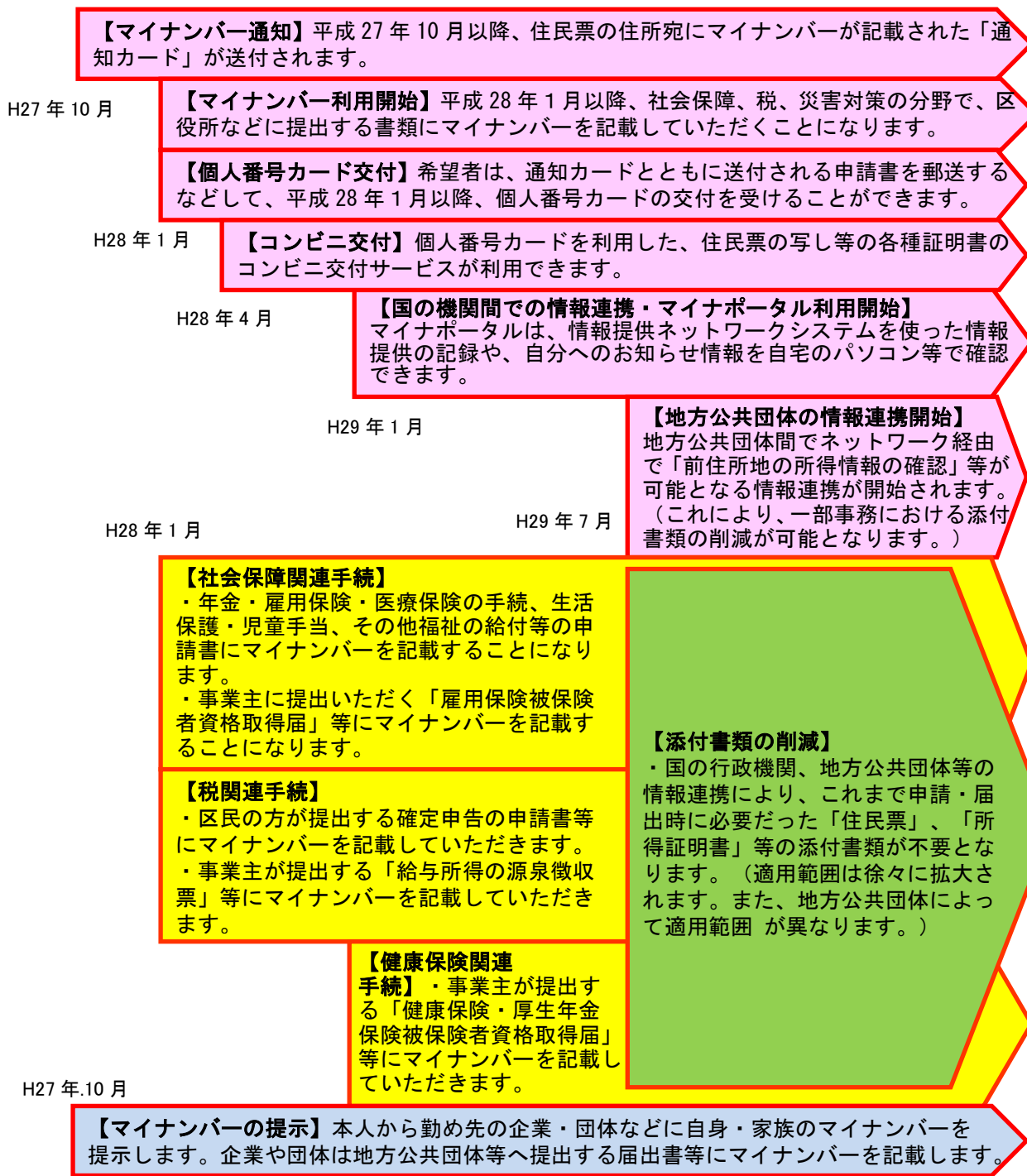
特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取扱う職員に対し、情報保護に関する研修を行います。また、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を扱う事務の受託事業者については、契約内容に秘密保持、目的外利用の禁止等の事項を規定するとともに、区から研修教材を提供し、従事者等の情報保護の意識を徹底させます。

(6) 本人確認の徹底

本人になりすまして不正に情報を得たり、手続きをされることを防ぐため、マイナンバーを利用する事務において、窓口での本人確認を徹底します。本人確認の措置は番号関係法令により細かく規定されており、その規定に基づき適切に対応します。

第4章 マイナンバー制度に係る今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 10 月～	区民の皆様へ、マイナンバーが記載された通知カードが郵送により送付
平成 28 年 1 月～	順次マイナンバーの利用開始 申請者への個人番号カード交付
平成 28 年 4 月～	証明書のコンビニ交付開始 (証明書の自動交付機は、平成 29 年 6 月に原則廃止)
平成 29 年 1 月	国の行政機関間での情報連携、マイナポータル運用開始
平成 29 年 7 月	マイナンバー制度の本格実施 (地方公共団体における情報連携の開始)



第5章 練馬区におけるマイナンバー制度の活用に向けた取組方針

練馬区では、マイナンバー制度について、以下の方針のもとに活用を図ります。

練馬区におけるマイナンバー制度の活用に向けた取組方針

平成27年10月から順次開始されるマイナンバー制度では、「国民の利便性の向上」および「行政の効率化」に資することを基本理念としている。

マイナンバー制度を導入するに際しては、この基本理念のもと、国や他自治体の動向等を踏まえつつ、練馬区の状況に応じた活用を図ることが必要である。

そこで、以下の方針のもとにマイナンバー制度の活用を進めるものとする。

なお、国において利用範囲の拡大も検討されていることから、本方針については、適宜必要な見直しを図っていくこととする。

- 1 番号法に規定する利用範囲において、区民の利便性の向上および行政の効率化が実現できることが見込まれる事務については、積極的にマイナンバーの利用を図る。
- 2 個人番号カードの独自利用については、コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス（コンビニ交付）での利用を実現する。
- 3 上記2以外の個人番号カードの独自利用については、国や他自治体等の動向を踏まえながら、引き続き検討を進めるものとする。

上記の方針に基づく、練馬区におけるマイナンバー制度活用の具体的な取組は、次章のとおりです。

第6章 マイナンバー制度の活用における練馬区の具体的な取組

1 基本的考え方

マイナンバー制度の活用については、

- ・ どのような事務でマイナンバーを利用するのか
- ・ 個人番号カードを使ってどのようなサービスを行うのか

の2つの面から、検討を行いました。

(1) マイナンバーの利用について

番号法第9条第1項の規定では、別表形式でマイナンバーを利用することができる事務が一覧化されています。利用できる者は、国の行政機関や地方公共団体等の行政事務を処理する者に限られています。

練馬区においても、現在行われている事務のうち、マイナンバーを利用することができる事務について検討しました。

また、番号法では、法律に定められた事務のほかに、地方公共団体において条例で定めることによりマイナンバーを利用することが可能です。練馬区では積極的にマイナンバーの利用を図ることとしており、区民の利便性の向上および行政の効率化が実現できることが見込まれる事務について「独自利用事務」として条例で規定することとします。

なお、条例で規定する内容はつぎのとおりです。

① 番号法で具体的に定められた事務以外でマイナンバーを利用する事務を規定

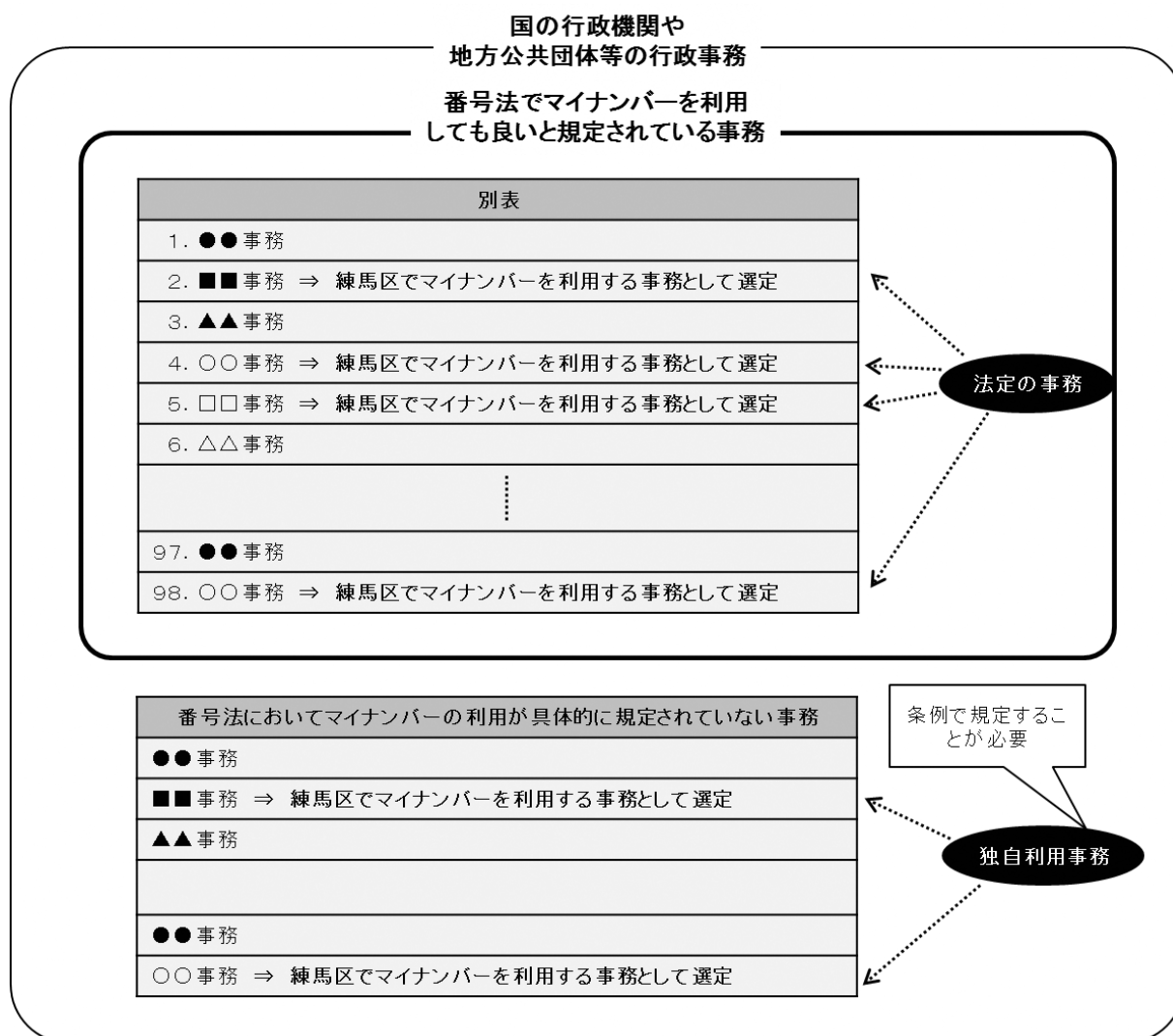
例えば、番号法に規定のある事務と同じ窓口、情報システム等により実施する事務で、区民サービスの向上や事務の効率化を図るためにマイナンバーを利用する事務を規定します。

② マイナンバーを利用する事務処理のために、練馬区の部署間で情報のやりとりを行う場合について規定

練馬区の内部で、番号法に基づく情報の連携を行う場合には、連携する事務および特定個人情報の内容を条例で規定します（他の団体との情報連携については、番号法が直接規定しているため、条例で規定する必要はありません。）。

例えば、マイナンバーを利用する生活保護事務において、マイナンバーを含む個人情報である所得情報を他の部署から得る必要がある場合などです。

図 11 マイナンバーの利用について番号法で規定されている事務と独自利用事務



(2) 個人番号カードの利用について

平成28年1月から申請者に対し交付される個人番号カードは、現行の住民基本台帳カードに代わるものです。身分証明書としての利用、マイナンバーを確認する場面での利用のみならず、行政サービスにおける利用が想定されています。

e-Taxの確定申告で現在も利用されているICチップを使った公的個人認証サービスによる電子証明書の仕組みが拡大され、個人番号カードに標準搭載されることとなります。また、カードに搭載されるICチップには空き領域があり、番号法第18条の規定に基づき、区民の利便性の向上に資する場合には、区が条例に定めるところにより、この空き領域を利用してサービスを提供できるとされています。

2 練馬区におけるマイナンバーの利用事務

(1) 番号法に規定されている事務で練馬区としてマイナンバーを利用する事務

すでに練馬区においてサービスを提供している事務で、番号法によりマイナンバーを利用できるものとして規定されているもののうち、当面は表3の36事務においてマイナンバーを利用します。これには、国や東京都等が実施する事務で、練馬区は受付のみを行っている場合を含んでいます。

これらのサービスにおける手続では、平成28年1月以降順次、申請書類等にマイナンバーを記載していただくこととなります。

また、申請する際に添付が求められている書類の一部が省略できるようになるのは、各地方公共団体で情報連携が開始される平成29年7月（予定）からとなります。

区では、この情報連携に向け、事務の効率化にも取り組みます。

なお、現時点ではマイナンバーを利用しない事務についても、情報連携の拡大などにより、区民の利便性の向上や事務の効率化が見込まれるようになった場合には、適宜利用事務として追加していきます。

表3 練馬区においてマイナンバーを利用する事務(番号法で規定されている事務)

No.	事務名	所管課
1	被災者の生活再建支援業務実施にかかる被災者台帳の作成事務	危機管理課
2	個人住民税の賦課および徴収事務	税務課・収納課
3	軽自動車税の賦課および徴収事務	
4	国民健康保険事務（資格、賦課、給付、収納）	国保年金課・収納課
5	国民年金事務	国保年金課
6	特別障害給付金事務	
7	後期高齢者医療制度事務（資格、賦課、給付、収納）	
8	戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する事務	福祉部管理課
9	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	
10	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関する事務	
11	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	
12	戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に関する事務	

13	障害支援区分および区分変更の認定に関する事務	障害者サービス調整 担当課
14	障害児通所給付費の支給等に関する事務（支給申請の受理、 給付決定等）	総合福祉事務所
15	入院助産事業に関する事務	
16	母子生活支援施設に関する事務	
17	生活保護事務	
18	母子および父子福祉資金の貸付および償還に関する事務	
19	高齢者施設入所に関する事務	
20	練馬区ひとり親家庭ホームヘルプサービスに関する事務	
21	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務	
22	障害児福祉手当・特別障害者手当等の支給に関する事務	
23	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の 実施に関する事務（身体障害者、知的障害者対象）	介護保険課
25	介護保険事務	
26	妊娠届による母子健康手帳交付事務	健康推進課
27	未熟児養育医療給付事務	
28	妊婦高血圧症候群等医療費助成事務	
29	予防接種に関する事務	保健予防課
30	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法 律による事務	
31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の 実施に関する事務（精神障害者および育成医療受給者対象）	
32	区営住宅等管理事務	住宅課
33	児童扶養手当の支給に関する事務	子育て支援課
34	特別児童扶養手当の支給に関する事務	
35	児童手当の支給に関する事務	

36	保育給付支給認定事務および保育利用調整等事務	保育課
----	------------------------	-----

※ 練馬区における所管課の組織順によって記載しています。

※ 実施主体が国の行政機関や東京都等であり、練馬区では申請書の受付のみを行う事務も含まれます。

また、申請窓口は練馬区であるものの、実際に審査等を行っているのが国の行政機関や東京都である事務の一部（表4）については、今後国や都の対応によって、申請書等にマイナンバーの記載欄が設けられることが見込まれます。

表4 審査等を行う国や都の対応によりマイナンバーの利用が見込まれる事務

No.	事務名	所管課
1	身体障害者手帳に関する事務	総合福祉事務所
2	小児慢性医療費助成事務	保健予防課
3	精神保健福祉手帳の交付に関する事務	
4	自立支援医療（精神通院）の実施等に関する事務	
5	難病患者に対する事務	

(2) 条例で規定することによりマイナンバーを利用する事務

番号法に規定されている事務と趣旨や目的、使用している情報システムが同じで、マイナンバーを利用することにより区民サービスの向上や事務の効率化が見込まれるものの、番号法には直接の規定がない事務があります。

そのため、これらについて、練馬区で番号法に基づく条例を定めることにより、マイナンバーの利用を可能にします。次の①・②の事務です。

① 番号法に規定されている事務と趣旨・目的等が同じ事務

表5 練馬区においてマイナンバーを利用する事務（その1）

No.	事務名	番号法に規定の事務	所管課
1	心身障害者福祉手当事務	障害児福祉手当・特別障害者手当等の支給事務	総合福祉事務所
2	心身障害者福祉タクシー事業事務		
3	心身障害者自動車燃料費助成事業事務		
4	心身障害者（児）紙おむつ支給事務		
5	高齢者紙おむつ等支給事務		
6	外国人生活保護事務	生活保護事務	
7	生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減事務	介護保険事務	介護保険課
8	区立高齢者集合住宅管理事務	区営住宅等管理事務	住宅課
9	就学援助費の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	学務課
10	幼稚園就園奨励費補助金交付事務		
11	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務		
12	児童育成手当事務	児童扶養手当の支給に関する事務	子育て支援課
13	ひとり親家庭等医療費助成事務		

ただし、表5の事務については、国の特定個人情報保護委員会において認められた場合に限り、情報提供ネットワークシステムを用いて他の地方公共団体等から情報の提供を受けることが可能になります。

これらの事務において、区民サービスの向上や事務の効率化を図るためには、この情報連携ができることが必要です。したがって、マイナンバーの利用は、情報連携が特定個人情報保護委員会で認められることを条件とします。

② 番号法に規定されている事務と趣旨・目的等は異なるが独自利用する事務

表 6 練馬区においてマイナンバーを利用する事務（その2）

No.	事務名	所管課
1	児童虐待対応事務	練馬子ども家庭支援センター

③ 庁内における情報連携

マイナンバー制度の導入に当たり、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を庁内でやりとりする場合については、番号法に規定している情報連携の範囲内において行うこととし、その旨を条例に規定します。

3 練馬区における個人番号カードの利用

練馬区では、個人番号カードを用いて、新たな行政サービスの提供を行うこととします。当面、つぎの利用を図ります。

(1) コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス（コンビニ交付）

コンビニ交付は、個人番号カードを利用して、住民票の写し等の各種証明書をコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で取得できるサービスです。平成 28 年 4 月を目途に運用を開始します。

区内に限らず、全国のコンビニエンスストアでの交付が可能となり、利用時間は、午前 6 時 30 分から午後 11 時までと長く、利便性が向上します。

取得できる証明書の種類は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の謄抄本、住民税の証明書で、手数料も区民事務所等の窓口で取得するよりも 100 円低く設定する方向で検討します。

なお、区内の区民事務所・出張所等に設置している自動交付機は、機器のリース期限である平成 29 年 6 月で廃止する予定です。

(2) 区民事務所窓口における個人番号カードの利用について

現在、印鑑登録証明書は自動交付機のほかに区民事務所と郵便局（区内 11 か所）の窓口で交付を行っており、窓口交付においては、印鑑登録証（印鑑登録カード）の提示が必須となっています。

平成 28 年 4 月に予定されているコンビニ交付導入後は、印鑑登録さえしていれば、個人番号カードにより事前の特別な手続なしで、コンビニで印鑑登録証明

書の交付を受けることができるようになります。実質的には個人番号カードに「印鑑登録証」の機能が含まれるようになります。

今後は、個人番号カードの積極的な利用を図る観点から、区民事務所の窓口においても印鑑登録証明書を始め、税証明書、住民票の写しなどを個人番号カードにより交付できるよう、コンビニ交付と同等の機能を持つマルチコピー機の早期導入などを検討します。

なお、個人番号カードは、申請から交付までに、ある程度の時間を要することや、個人番号カードを取得していない方や代理人による印鑑登録証明書の交付申請に対応するため、当面、印鑑登録証は個人番号カードと並存して利用します。今後、個人番号カードを印鑑登録証に替えることの是非を検討します。

4 今後の検討課題

練馬区には、転出入など住所異動に関する分野、税金に関する分野、保健や福祉、子育てに関する分野など、区民の皆様の必要な手続を行う多くの窓口があります。

区内に6か所ある区民事務所では、現在も住所の異動に伴って必要となる様々な手続を一定程度、総合的に行うことができます。

今後、マイナンバーを利用することによって、さらに、事務手続が簡略化できるように検討していきます。同様に、他の窓口においても、マイナンバーの利用により事務手続の効率化を検討し、これまで以上に区民の皆様の利便性の向上を図ることを目指して、利用しやすい窓口づくりを進めていきます。

参考資料—用語説明

(用語はそれぞれ初出のページを記載)

	用語	意味	ページ
[あ]	e-Tax (イータックス)	確定申告や納税、申請や届け出などがインターネットを通じてできるサービスのことです。	8
[か]	公的個人認証サービス	インターネットを通じて安全・確実な行政手続等を行うために、他人によるなりすまし申請の防止や電子データが通信途中で改ざんされていないことの確認のための機能を提供するものです。 このサービスを利用することによって、ご自宅や職場などのパソコンから様々な行政手続等を行うことができます。	8
	個人番号 (マイナンバー)	住民票を有する全ての方に付される 12 桁の番号のことです。(=マイナンバー)	1
	個人番号カード	希望者が申請することで、取得できるカードです。本人確認の手段として利用されるほか、e-Tax 等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。	1
[さ]	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークのことです。住民基本台帳ネットワークに登録される項目は、マイナンバーの他に法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報に限られます。	2
	住民票コード	住民基本台帳に記録されている人の住民票に記載されている、個人ごとに固有の 11 桁の番号です。	2
	情報提供ネットワークシステム	マイナンバーを利用する個人情報や、他の行政機関などからオンラインで照会し、提供するシステムです。	11
	総合行政ネットワーク (LGWAN)	地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する、行政専用のネットワークです。(地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化や、情報共有により、多様な業務支援システムの共同利用を可能とします。)	17
[た]	地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)	地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法や番号法に基づく事務を処理する等の事務を行います。平成 26 年 4 月 1 日に設立されました。	3
	中間サーバー	情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理するもので、各地方公共団体等で設置する必要があるシステムです。	18
	中間サーバー・プラットフォーム	なお、コストの削減やセキュリティ、運用の安定性の確保から、「中間サーバー・プラットフォーム」が全国 2ヶ所に拠点として構築される予定です。	
	通知カード	マイナンバーを通知するために送付されるカードです。平成 27 年 10 月には、住民票を有するすべての方にマイナンバーが一斉に付番されて簡易書留で届けられます。	1

	用 語	意 味	ページ
	独自利用事務	番号法第9条第2項に基づき、各自治体が条例で独自利用できることとした事務のことです。	23
	特定個人情報	マイナンバーを含む個人情報のことです。	10
	特定個人情報保護委員会	マイナンバー制度の実施にあたり、マイナンバーその他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることを目的として設置された、独立性の高い第三者機関です。	12
	特定個人情報保護評価	国の行政機関や各地方公共団体において、特定個人情報を情報システムで取り扱う前に実施するものです。	12
[は]	法人番号	法人番号は、法人等に指定される13桁の番号で、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーとは異なり利用範囲の制約がなく、どなたでも自由に利用できます。	10
[ま]	マイナポータル	インターネット上に設置される予定のウェブサイトです。平成29年1月から利用できる予定です。	10
	マイナンバー	国民一人ひとりに付される12桁の番号のことです。(=個人番号)	1

練馬区におけるマイナンバー制度の 活用に向けた取組方針

発行 練馬区 企画部 情報政策課
所在地 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
電話 03-3993-1111 (代表)
FAX 03-3825-0221
メール JOKAN15@city.nerima.tokyo.jp